

第1 審決取消請求訴訟

令和3年度当初において係属中の審決取消請求訴訟は15件であったところ、同年度中にこれらの訴訟における判決等はなかったため、同年度末時点においても引き続き当該15件の審決取消請求訴訟が係属中である（第1表参照）。

第1表 令和3年度係属事件一覧

一連 番号	件 名	審決の内容	判決等
1	(株)ラルズによる件	被審人が、納入業者のうち88社に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、納入業者に従業員等を派遣させ、金銭を提供させ、商品を購入させていたことについて、優越的地位の濫用行為であると認め、被審人と納入業者88社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた（課徴金額 12億8713万円）。	審決年月日 平成31年 3月25日 提訴年月日 平成31年 4月24日 判決年月日 令和 3年 3月 3日 （請求棄却、東京高等裁判所） 上訴年月日 令和 3年 3月15日 （上告受理申立て、原審原告）
2	(株)エディオンによる件	被審人が、納入業者に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、納入業者に従業員等を派遣させていたことについて、原処分における違反行為の相手方である127社のうち、92社に対する行為は優越的地位の濫用行為であると認められることから、排除措置命令を変更し課徴金納付命令の一部を取り消した。被審人と納入業者92社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた。ただし、「マル特経費負担」分は購入額から除外すべきものとされた（一部取消し後の課徴金額 30億3228万円）。	審決年月日 令和元年10月 2日 提訴年月日 令和元年11月 1日
3	ダイレックス(株)による件	被審人が、納入業者に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、納入業者に従業員等を派遣させ、金銭を提供させていたことについて、原処分における違反行為の相手方である78社のうち、69社に対する行為は優越的地位の濫用行為であると認められることから、排除措置命令を変更し課徴金納付命令の一部を取り消した。被審人と69社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた（一部取消し後の課徴金額 11億9221万円）。	審決年月日 令和 2年 3月25日 提訴年月日 令和 2年 4月 2日

一連 番号	件 名	審決の内容	判決等
4	東 洋 シ ャ ッ タ ー (株) による 件	被審人が、他の事業者と共同して、特定シャッターの需要者向け販売価格について引き上げることを合意（全国合意）することにより、公共の利益に反して、我が国における特定シャッターの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人が前記全国合意に係る違反行為により販売した特定シャッターの売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、近畿合意（一連番号の5参照）に基づく売上額と全国合意に基づく売上額のうち、重複した売上額は全国合意に係る課徴金の計算の基礎から控除すべきものとして課徴金の対象とは認めなかった（一部取消し後の課徴金額4億8404万円）。	審決年月日 令和 2年 8月31日 提訴年月日 令和 2年 9月29日
5	三 和 ホ ー ル デ ィ ン グ ス (株) ほか1名による 件	被審人三和シャッター工業(株)が、他の事業者と共同して、特定シャッターの需要者向け販売価格について引き上げることを合意（全国合意）することにより、公共の利益に反して、我が国における特定シャッターの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人らが、他の事業者と共同して、近畿地区における特定シャッター等について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにするとともに、受注予定者以外の者も受注することとなった場合には受注予定者が建設業者に対して提示していた見積価格と同じ水準の価格で受注するようにする（近畿合意）ことにより、公共の利益に反して、近畿地区における特定シャッター等の取引分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人らが前記全国合意に係る違反行為により販売した特定シャッター及び近畿合意に係る違反行為により販売した近畿地区における特定シャッター等の売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、被審人三和シャッター工業(株)については、近畿合意に基づく売上額と全国合意に基づく売上額のうち、重複した売上額は全国合意に係る課徴金の計算の基礎から控除すべきものとして課徴金の対象とは認めなかった（課徴金額 4026万円（三和ホールディングス(株)）、一部取消し後の課徴金額 27億1585万円（三和シャッター工業(株)））。	審決年月日 令和 2年 8月31日 提訴年月日 令和 2年 9月30日

一連 番号	件 名	審決の内容	判決等
6	文化シャッター(株)による件	被審人が、他の事業者と共同して、特定シャッターの需要者向け販売価格について引き上げることを合意（全国合意）することにより、公共の利益に反して、我が国における特定シャッターの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人が前記全国合意に係る違反行為により販売した特定シャッターの売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、近畿合意（一連番号の5参照）に基づく売上額と全国合意に基づく売上額のうち、重複した売上額は全国合意に係る課徴金の計算の基礎から控除すべきものとして課徴金の対象とは認めなかった（一部取消し後の課徴金額17億3831万円）。	審決年月日 令和 2年 8月31日 提訴年月日 令和 2年 9月30日
7	サクラパックス(株)ほか1名による件	被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げることを合意（本件シート合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることを合意（本件ケース合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人らが本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた（課徴金額 2662万円（サクラパックス(株)）、3477万円（森井紙器工業(株)））。	審決年月日 令和 3年 2月 8日 提訴年月日 令和 3年 3月 9日

一連 番号	件 名	審決の内容	判決等
8	レンゴー(株)ほか6名による件	被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げることにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人らが本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた（課徴金額 46億6156万円（7名の合計額））。	審決年月日 令和 3年 2月 8日 提訴年月日 令和 3年 3月10日
9	レンゴー(株)による件	被審人が、他の事業者と共同して、特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格又は加工賃を引き上げることにより、公共の利益に反して、特定ユーザー向け段ボールケースの取引分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人が本件合意に係る違反行為により販売した特定ユーザー向け段ボールケースの売上額等を課徴金の対象として認めた。ただし、被審人が特定ユーザーに対して支払った割戻金について、当該割戻金を支払うことを定めた「覚書」等の書面作成日以降の取引に対応する割戻金額について、課徴金の計算の基礎となる売上額から控除すべきものと認めた（一部取消し後の課徴金額 10億6758万円）。	審決年月日 令和 3年 2月 8日 提訴年月日 令和 3年 3月10日

一連 番号	件 名	審決の内容	判決等
10	王子コンテナ(株)ほか10名による件	被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げるとを合意（本件シート合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げるとを合意（本件ケース合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人らが本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、被審人王子コンテナ(株)及び被審人北海道森紙業(株)の「当て紙」の売上額並びに被審人王子コンテナ(株)が加工委託のため別のメーカーに有償支給した段ボールシートの売上額は、特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額ではない等の理由から、これを課徴金の計算の基礎から除外すべきものと認めた（課徴金額 27億192万円（11名の合計額。ただし被審人王子コンテナ(株)及び被審人北海道森紙業(株)については一部取消し後の金額））。	審決年月日 令和 3年 2月 8日 提訴年月日 令和 3年 3月10日

一連 番号	件 名	審決の内容	判決等
11	コバシ(株)ほか 6名による件	被審人コバシ(株)、同大万紙業(株)、同福原紙器(株)及び同吉沢工業(株)が、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げることを合意（本件シート合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることを合意（本件ケース合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人らが本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、被審人浅野段ボール(株)が東日本地区に交渉担当部署が所在しない取引先に納入した段ボールケースの売上額は、特定段ボールケースの売上額ではない等の理由から、これを課徴金の計算の基礎から除外すべきものと認めた（課徴金額 1億5785万円（7名の合計額。ただし被審人浅野段ボール(株)については一部取消し後の金額））。	審決年月日 令和 3年 2月 8日 提訴年月日 令和 3年 3月10日

一連 番号	件 名	審決の内容	判決等
12	福野段ボール工業(株)による件	被審人が、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げることを合意（本件シート合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人が、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることを合意（本件ケース合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人が本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、被審人が訂正伝票により「特値」（通常より低い価格での受注）で代金の支払を受けていた段ボールシートの当該訂正後の売上額と訂正前の売上額との差額は、特定段ボールシートの売上額ではない等の理由から、これを課徴金の計算の基礎から除外すべきものと認めた（一部取消し後の課徴金額 2529万円）。	審決年月日 令和 3年 2月 8日 提訴年月日 令和 3年 3月10日
13	(株)トーモクほか3名による件	被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げることを合意（本件シート合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることを合意（本件ケース合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人らが本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた（課徴金額 10億9211万円（4名の合計額））。	審決年月日 令和 3年 2月 8日 提訴年月日 令和 3年 3月10日

一連 番号	件 名	審決の内容	判決等
14	(株)トーモクによる件	被審人が、他の事業者と共同して、特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格又は加工賃を引き上げることを合意（本件合意）することにより、公共の利益に反して、特定ユーザー向け段ボールケースの取引分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人が本件合意に係る違反行為により販売した特定ユーザー向け段ボールケースの売上額等を課徴金の対象として認めた。ただし、被審人が特定ユーザーに対して支払った割戻金について、当該割戻金を支払うことを定めた「覚書」等の書面作成日以降の取引に対応する割戻金額について、課徴金の計算の基礎となる売上額から控除すべきものと認めた（一部取消し後の課徴金額 6億363万円）。	審決年月日 令和 3年 2月 8日 提訴年月日 令和 3年 3月10日
15	東京コンテナ工業(株)による件	被審人が、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げることを合意（本件シート合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人が、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることを合意（本件ケース合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人が本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた（課徴金額 4825万円）。	審決年月日 令和 3年 2月 8日 提訴年月日 令和 3年 3月10日

第2 排除措置命令等取消請求訴訟

1 概要

令和3年度当初において係属中の排除措置命令等取消請求訴訟（注1）は10件（東京地方裁判所7件、東京高等裁判所0件、最高裁判所3件）（注2）であったところ、同年度中に新たに2件の排除措置命令等取消請求訴訟が東京地方裁判所に提起された（このうち1件については併せて執行停止の申立てがなされた。）。

令和3年度当初において東京地方裁判所に係属中であった7件のうち4件については、

同裁判所が請求を棄却する判決（注3）をしたが、いずれについてもその後控訴され、東京高等裁判所に係属中である。

令和3年度当初において最高裁判所に係属中であった3件のうち2件については、同裁判所が上告棄却及び上告不受理決定をしたことにより終了し、その余の1件については、同裁判所が上告不受理決定をしたことにより終了した。

これらの結果、令和3年度末時点において係属中の排除措置命令等取消請求訴訟は8件であった。

なお、前記執行停止の申立て1件については、令和3年度中に東京地方裁判所が却下の決定をし、同年度末時点で上訴期間中であったが、その後、上訴期間の経過をもって確定した。

（注1）平成25年独占禁止法改正法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第100号）をいう。）により審判制度が廃止されたことに伴い、平成27年度以降、独占禁止法違反に係る行政処分に対する取消請求訴訟は、東京地方裁判所に提起する制度となっている。

（注2）排除措置命令等取消請求訴訟の件数は、訴訟ごとに裁判所において付される事件番号の数である。

（注3）当該4件のうち2件（マイナミ空港サービス(株)による件）については、令和3年4月8日、東京地方裁判所係属中に併合されたため、判決は一つになった。

第2表 令和3年度末時点において係属中の排除措置命令等取消請求訴訟一覧

一連 番号	件 名	事件の内容	関係法条	判決等
1	㈱富士通ゼネラルによる件	消防救急デジタル無線機器について、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカー以外の者は、納入予定メーカーが納入できるように協力する旨を合意していた（課徴金額 48億円）。 （排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件）	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	措置年月日 平成29年 2月 2日 提訴年月日 平成29年 8月 1日 判決年月日 令和 4年 3月 3日 （請求棄却、東京地方裁判所） 控訴年月日 令和 4年 3月17日
2	本町化学工業(株)による件	東日本地区又は近畿地区に所在する地方公共団体が発注する活性炭について、共同して、供給予定者を決定し、供給予定者が本町化学工業(株)を介して供給できるようにしていた（課徴金額 1億6143万円（東日本地区）、3283万円（近畿地区））。 （排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件並びに執行停止申立事件）	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	措置年月日 令和元年11月22日 提訴年月日 令和 2年 1月16日 申立年月日 令和 2年 1月16日 決定年月日 令和 2年 3月27日 （執行停止の申立てについて、却下決定（確定）、東京地方裁判所）
3	鹿島道路(株)による件	アスファルト合材の販売価格の引上げを行っていく旨を合意していた（課徴金額 58億157万円）。 （排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件）	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	措置年月日 令和元年 7月30日 提訴年月日 令和 2年 1月28日
4	世紀東急工業(株)による件	アスファルト合材の販売価格の引上げを行っていく旨を合意していた（課徴金額 28億9781万円）。 （課徴金納付命令取消請求事件）	独占禁止法 第7条の2 （第3条後段）	措置年月日 令和元年 7月30日 提訴年月日 令和 2年 1月29日 判決年月日 令和 3年 8月 5日 （請求棄却、東京地方裁判所） 控訴年月日 令和 3年 8月18日
5	マイナミ空港サービス(株)による件	八尾空港における機上渡し給油による航空燃料の販売に関して、エス・ジー・シー佐賀航空(株)の事	独占禁止法 第3条前段 及び	措置年月日 令和 2年 7月 7日 提訴年月日 令和 3年 1月 6日 （排除措置命令について）

一連 番号	件 名	事件の内容	関係法条	判決等
	よる件	業活動を排除していた（課徴金額612万円）。 （排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件）	第7条の9第2項	提訴年月日 令和 3年 3月29日 （課徴金納付命令について） 判決年月日 令和 4年 2月10日 （請求棄却、東京地方裁判所） 控訴年月日 令和 4年 2月27日
6	大成建設(株)による件	リニア中央新幹線に係る地下開削工法による品川駅及び名古屋駅新設工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 （排除措置命令取消請求事件）	独占禁止法第3条後段	措置年月日 令和 2年12月22日 提訴年月日 令和 3年 3月 1日
7	鹿島建設(株)による件	リニア中央新幹線に係る地下開削工法による品川駅及び名古屋駅新設工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 （排除措置命令取消請求事件）	独占禁止法第3条後段	措置年月日 令和 2年12月22日 提訴年月日 令和 3年 6月21日
8	三条印刷(株)による件	日本年金機構が発注するデータプリントサービスについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 （排除措置命令取消請求事件及び執行停止申立事件）	独占禁止法第3条後段	措置年月日 令和 4年 3月 3日 提訴年月日 令和 4年 3月 4日 申立年月日 令和 4年 3月 8日 決定年月日 令和 4年 3月29日 （執行停止の申立てについて、却下決定（確定）、東京地方裁判所）

第3表 令和3年度中に確定した排除措置命令等取消請求訴訟一覧

一連 番号	件 名	事件の内容	関係法条	判決等
1	ニチコン(株)による件	アルミ電解コンデンサ及びタンタル電解コンデンサの販売価格を引き上げる旨を合意していた（課徴金額 36億4018万円）。 （排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件）	独占禁止法第3条後段及び第7条の2	措置年月日 平成28年 3月29日 提訴年月日 平成28年 9月26日 判決年月日 平成31年 3月28日 （請求棄却、東京地方裁判所） 控訴年月日 平成31年 4月12日 判決年月日 令和 2年12月 3日 （控訴棄却 東京高等裁判所） 上訴年月日 令和 2年12月18日 （上告及び上告受理申立て） 決定年月日 令和 3年10月 8日 （上告棄却及び上告不受理決定、最高裁判所）
2	（公社）神奈川県LPガス協会による件	LPガスの切替営業を行う入会希望者の入会申込みについて否決し、もって当該入会希望者が協会団体保険に加入できなくなることにより、神奈川県内のLPガス販売事業に係る事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限している。 （排除措置命令取消請求事件及び執行停止申立事件）	独占禁止法第8条第3号	措置年月日 平成30年 3月 9日 提訴年月日 平成30年 6月25日 申立年月日 平成30年 6月25日 決定年月日 平成30年 7月11日 （執行停止の申立てについて、却下決定、東京地方裁判所） 抗告年月日 平成30年 7月13日 決定年月日 平成30年 7月17日 （即時抗告について、棄却決定（確定）、東京高等裁判所） 判決年月日 令和 2年 3月26日 （請求棄却、東京地方裁判所） 控訴年月日 令和 2年 4月 9日 判決年月日 令和 3年 1月21日 （控訴棄却、東京高等裁判所） 上訴年月日 令和 3年 2月 5日

一連 番号	件 名	事件の内容	関係法条	判決等
				(上告及び上告受理申立て) 決定年月日 令和 3年 7月 1日 (上告棄却及び上告不受理決定、 最高裁判所)
3	(株)高島屋による件	近畿地区の店舗において顧客から収受する優待ギフト送料の額を引き上げることが合意していた(課徴金額 5876万円)。(課徴金納付命令取消請求事件)	独占禁止法 第7条の2 (第3条後段)	措置年月日 平成30年10月 3日 提訴年月日 平成31年 3月29日 判決年月日 令和元年12月19日 (請求棄却、東京地方裁判所) 控訴年月日 令和元年12月27日 判決年月日 令和 2年11月19日 (控訴棄却、東京高等裁判所) 上訴年月日 令和 2年12月 2日 (上告受理申立て) 決定年月日 令和 3年 9月17日 (上告不受理決定、最高裁判所)

2 東京地方裁判所における判決

(1) (株)富士通ゼネラルによる排除措置命令等取消請求事件(平成29年(行ウ)第356号) (第2表一連番号1)

ア 主な争点及び判決の概要

(7) 本件基本合意の成否

本件の事実関係を総合すれば、3社(原告、日本電気(株)及び沖電気工業(株))は、遅くとも平成21年12月21日までに、全国の約800消防本部で発注される特定消防救急デジタル無線機器について、受注価格の低落防止等を図るため、各社における物件ごとの受注希望その他の事情を勘案した話し合いにより、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカー以外の者は納入予定メーカーが納入できるように協力する旨の合意(本件基本合意)をしたというべきであり、その後、順次、(遅くとも平成22年5月24日頃までに) (株)日立国際電気及び(遅くとも同年9月15日頃までに) 日本無線(株)がそれぞれ本件基本合意に加わったものと認められる。

(4) 本件基本合意が「不当な取引制限」の要件に該当するか否か

本件基本合意は、5社(原告、日本電気(株)、沖電気工業(株)、(株)日立国際電気及び日本無線(株)。平成24年5月に日本電気(株)が本件基本合意から離脱した後においては4社。以下同じ。)が、特定消防救急デジタル無線機器について、話し合いにより、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカー以外の者は納入予定メーカーが納入できるように協力するという内容の取決めであり、5社は、本来的には、互いに各社の事業活動を十分に予測できない状況下で、消防本部又は実施設計を受託した設計会社等に対する自社の独自仕様を仕様書に入れ込んでもらうための営業活動をするか否か、特定消防救急デジタル無線機器の入札等に参加するか否か、その入札価格をいくらすとかなど特定消防救急デジタル無線機器の納入に至るまでに必要となる様々な事業活動について自由に決めることができるはずのところ、このような取決めがされたときは、これに制約されて意思決定を行うことになるという意味において、各社の事業活動が事実上拘束される結果となることが明らかである。そうすると、本件基本合意は、独占禁止法第2条第6項にいう「その事業活動を拘束

し」の要件を充足するものということができる。そして、本件基本合意の成立により、5社の間に、上記の取決めに基づいた行動をとることをお互いに認識し認容して歩調を合わせるという意思の連絡が形成されたものといえるから、本件基本合意は、同項にいう「共同して…相互に」の要件も充足するものということができる。

また、本件基本合意の当事者は、平成22年5月から平成26年4月までの間に実施された特定消防救急デジタル無線機器の入札等（516物件）について、現にその機器納入メーカーとなった5社であること、本件基本合意の対象は、全国の約800消防本部で発注される特定消防救急デジタル無線機器とされたこと等に照らすと、本件基本合意は、それによって、その当事者である5社がその意思で上記のような特定消防救急デジタル無線機器の入札等に係る市場における落札者及び落札価格をある程度自由に左右することができる状況をもたらしたものであったといえることができる。しかも、平成22年5月から平成26年4月までの間に実施された特定消防救急デジタル無線機器の入札等のほとんど（516件中504件）について本件基本合意に基づく個別の受注調整が現に行われ、このうち約半数の物件（280件）において納入予定メーカーとされた者が機器納入メーカーとなり、その平均落札率も93.47%であったことからすると、本件基本合意は、平成22年5月から平成26年4月までの間に実施された特定消防救急デジタル無線機器の入札等に係る市場の相当部分において、事実上の拘束力をもって有効に機能し、上記の状態をもたらしていたものといえることができる。そうすると、本件基本合意は、独占禁止法第2条第6項にいう「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」の要件を充足するものといえるべきである。

さらに、以上のような本件基本合意が、独占禁止法第2条第6項にいう「公共の利益に反して」の要件を充足するものであることも明らかである。

以上によれば、本件基本合意は、独占禁止法第2条第6項所定の「不当な取引制限」に当たるといえるべきである。

(イ) 独占禁止法第7条第2項に規定する要件の該当性

原告は前記のとおり不当な取引制限に該当する行為をした事業者であり、当該行為は既になくなっているが、当該行為が長期間にわたるものであったこと、当該行為の取りやめが自発的なものでなかったこと等に照らすと、「特に必要があると認めるとき」の要件に該当する旨の被告の判断について、合理性を欠くものであるといえることはできず、被告の裁量権の範囲を超え又はその濫用があったものといえることはできない。

したがって、本件排除措置命令は、独占禁止法第7条第2項所定の要件を充足するものといえることができる。

(ロ) 課徴金の算定対象とされた物件（本件130物件）の「当該商品又は役務」の要件の該当性

本件130物件は、実行期間である3年間にその契約が締結された特定消防救急デジタル無線機器であって原告が機器納入メーカーとなったものであるところ、これらは基本合意の対象とされ、5社が、「ちず」と称する一覧表の作成及び更新等により本件基本合意に基づく個別の受注調整手続に上程し、その了解の下に納入予定

メーカーを原告又は原告を含む複数の社と決定し、原告又はその関係者（《G》、原告の代理店等）が落札して原告が機器納入メーカーとなったものである。これに加え、本件130物件を含む納入予定メーカーが機器納入メーカーとなった物件（280件）の平均落札率が93.47%であったことも併せ考慮すれば、本件130物件については、特段の事情がない限り、本件基本合意の対象とされた特定消防救急デジタル無線機器であって、本件基本合意に基づく受注調整等の結果、具体的な競争制限効果が発生するに至ったものに当たると認められる。

a 他社に参加資格のないとされる物件

原告は、形式的には競争入札等の複数の事業者が参加できる選定方式が採用された場合においても、他社が指名されず、又は参加要件を満たさないなどの理由により入札に参加できないときは、具体的な競争制限効果の発生を観念する余地がない旨を主張する。

しかしながら、本件基本合意は、このような取決めをした5社において、互いに各社の事業活動を十分に予測できない状況下で自由に意思決定が行われるはずである特定消防救急デジタル無線機器の納入に至るまでに必要となる様々な事業活動（消防本部又は実施設計を受託した設計会社等に対する自社の独自仕様を仕様書に入れ込んでもらうための営業活動をするか否か、特定消防救急デジタル無線機器の入札に参加するか否か、その入札価格をいくらとするかなど）が事実上拘束される結果となるものである。

そうすると、仮に、本件基本合意に基づく受注調整の対象となった物件について、原告主張のように、他社が指名されず、又は参加要件を満たさないなどの理由により入札に参加できなかったという事情があったとしても、それは、本件基本合意に基づく受注調整等の結果として、5社が行い、又は行わなかった消防本部又は実施設計を受託した設計会社等に対する自社の独自仕様を仕様書に入れ込んでもらうための営業活動の影響によるものである可能性も否定できないというべきである。

以上によれば、原告主張のように、他社が指名されず、又は参加要件を満たさないなどの理由により入札に参加できない物件についても、このことをもって、直ちに具体的な競争制限効果の発生が観念できないとはいえず、上記特段の事情があるともいえない。

b 低落札率又は最低制限価格付近の応札物件

原告は、最低制限価格や調査基準価格近くで応札されている物件につき、受注予定者の絞り込みにより競争単位の減少は認められたとしても、具体的競争制限効果は認められない旨を主張する。

しかしながら、本件基本合意は、このような取決めをした5社において、互いに各社の事業活動を十分に予測できない状況下で自由に意思決定が行われるはずである特定消防救急デジタル無線機器の納入に至るまでに必要となる様々な事業活動が事実上拘束される結果となるものである。そして、認定事実によれば、原告指摘の物件は、いずれも本件基本合意に基づく受注調整が行われたものである。また、原告指摘の物件には、原告が独自に予想した予定価格が実際の予定価

格を大きく下回ったことから、低落札率に至ったものも存在する。

そうすると、原告主張のように、仮に最低制限価格や調査基準価格近くで応札されていたとしても、このことをもって、直ちに具体的な競争制限効果の発生が観念できないとはいえず、上記特段の事情があるともいえない。

c 強力なアウトサイダーによる競争的な行動等が認められる物件

原告は、強力なアウトサイダー（離脱後の日本電気㈱又は《H》等）による競争的な行動が認められ、これによって原告も競争的な行動をとることになり、落札率も最低制限価格に近接するほど低くなったもの（最低制限価格が設置されていない物件については、上記と同等と評価できる事情があるものをいう。）であり、具体的な競争制限効果が発生したとはいえない旨を主張する。

しかしながら、本件基本合意は、このような取決めをした5社において、互いに各社の事業活動を十分に予測できない状況下で自由に意思決定が行われるはずである特定消防救急デジタル無線機器の納入に至るまでに必要となる様々な事業活動が事実上拘束される結果となるものである。認定事実によれば、原告指摘の物件は、いずれも本件基本合意に基づく受注調整が行われたものである。そうすると、当該物件について発注者が定める入札仕様書に基づく発注が行われる時点において、本件基本合意に基づく受注調整等の結果として、本件基本合意の当事者が消防本部又は実施設計を受託した設計会社等に対する自社の独自仕様を仕様書に入れ込んでもらうための営業活動を行い、又は行わなかったことによる影響が既に生じている可能性も否定できないというべきである。また、原告指摘の上記物件には、離脱後の日本電気㈱又は《H》等が入札等に参加したにもかかわらず、被告が「本件合意に基づいて納入した物件」と認定した263件の平均落札率（93.47%）を超えたものや、原告が（実際には入札を辞退した）《H》の攻勢を強く警戒して実際の予定価格を大きく下回る金額で落札したため、落札率が72.97%となったものも存在する。

以上の点に照らすと、原告指摘の物件につき、離脱後の日本電気㈱又は《H》等が営業活動等を行い、又は落札率が低率であったことをもって、直ちに具体的な競争制限効果の発生が観念できないとはいえず、上記特段の事情があるともいえない。

(4) 結論

よって、原告の請求はいずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

イ 訴訟手続の経過

本件は、原告による控訴につき、令和3年度末現在、東京高等裁判所に係属中である。

(2) 世紀東急工業㈱による課徴金納付命令取消請求事件（令和2年（行ウ）第32号）（第2表一連番号4）

ア 主な争点及び判決の概要

⑦ 課徴金の算定対象となる「当該商品」該当性

本件において、原告及び同業他社8社（以下「本件9社」という。）が共有していたのは日本全国におけるアスファルト合材の製造数量等であり、9社の各会社においても、特定の種類、地域及び流通経路に限定したり、特定の種類、地域及び流通経路を除外したりすることなく、アスファルト合材一般について話合いがされていたことに照らせば、日本国内において販売される全てのアスファルト合材が本件合意の対象に含まれるものであり、本件違反行為の対象商品の範ちゅうに属するものと認められることから、原告が主張する下記aからeまでの各アスファルト合材は、本件違反行為による相互拘束から除外されていることを示す特段の事情が認められない限り、課徴金算定の対象となる商品に含まれることになる。

a 競争が存在しない地域又は競争の実質的制限が生じていない地域に存在する原告の工場（「本件4工場」）が販売したアスファルト合材

原告は、アスファルト合材の販売分野における「一定の取引分野」の地理的範囲が日本全国と画定されたとしても、本件4工場のある地域においては、競争が存在しないか、競争の実質的制限が生じていなかったから、本件4工場が販売したアスファルト合材が本件違反行為による相互拘束から除外されていることを示す特段の事情がある旨を主張する。

しかしながら、本件における一定の取引分野として画定された、本件4工場のある地域を含む日本国内における全てのアスファルト合材の販売分野において、競争が存在していたこと及び競争の実質的制限が生じていたことは明らかというべきである。

したがって、本件4工場が販売したアスファルト合材が本件違反行為による相互拘束から除外されていることを示す特段の事情があるとは認められない。

b 原告が同業者間取引により供給したアスファルト合材

原告は、同業者間取引により供給したアスファルト合材について、販売ではなく加工賃の支払を受けて製造及び供給をしたものであるから、アスファルト合材の販売を前提とする本件合意の対象とされておらず、①本件違反行為の対象商品の範ちゅうに属しないか、②本件違反行為による相互拘束から除外されていることを示す特段の事情がある旨を主張する。

しかしながら、①については、同業者間取引により供給したアスファルト合材を含むアスファルト合材全体が本件違反行為の対象商品の範ちゅうに属するものと認められる。

また、②についても、原告が受注メーカー側で関与した同業者間取引において、発注メーカーに請求した金額は、基本的には原材料費を含む単価に数量を乗じた額として算出されていたことや、受注メーカーが実際に行う作業はアスファルト合材の製造及び納入であったことからすると、価格の決定方法やその決定要因（費用）については、同業者間取引の場合と受注メーカーが製造したアスファルト合材を販売する場合とで大きく異なるものではなかったと評価することが可能であるし、納入先が発注メーカーではなく需要者である点も、販売の場合においても買主以外の第三者に商品を納入する取引が想定されることを踏まえれば、

上記評価を覆す事情であるということとはできない。

したがって、同業者間取引により供給したアスファルト合材が本件違反行為による相互拘束から除外されていることを示す特段の事情があるとは認められない。

c 原告が全額出資子会社（「本件各子会社」）に販売したアスファルト合材

原告は、本件各子会社に販売したアスファルト合材について、同一企業内における製造部門から施工部門への資材の移動にすぎないことなどを理由として、本件合意の対象とされておらず、本件違反行為による相互拘束から除外されていることを示す特段の事情がある旨を主張する。

本件各子会社は、いずれも原告の全額出資子会社であるとはいえ、本件違反行為の当事者である原告とは別個の法人格を有し、法律上、独立の取引主体として活動し得るものである以上、本件各子会社が原告の全額出資子会社であることのみを理由として、本件各子会社に対するアスファルト合材の販売が本件違反行為による相互拘束から除外されていることを示す特段の事情があると直ちに認めることはできない。

もっとも、全額出資子会社に対する商品の販売が同一企業内における製造部門から施工部門への資材の移動と同視し得るような事情が存在する場合には、当該全額出資子会社へ販売した商品の売上額が違反行為による相互拘束から除外されていることを示す特段の事情があるものとして、課徴金算定の対象から除外される余地はあると解するのが相当である。

そこで検討すると、本件各子会社は、いずれも、地方自治体や原告以外の事業者等から独自に道路舗装工事を受注して施工していたことや、原告の自社工場以外の合材工場からアスファルト合材を購入することがあったか、少なくとも購入することが可能であったことに照らせば、独立の取引主体として現に活動していたものと認められるから、本件各子会社を原告の施工部門と同視することは困難であり、本件各子会社に対する販売を原告の施工部門への資材の移動と同視することはできない。

したがって、原告が本件各子会社に販売したアスファルト合材の販売が本件違反行為による相互拘束から除外されていることを示す特段の事情があるとは認められない。

d 本件9社以外の合材メーカーがスポンサー（JV工場において出資比率が最も高い構成員）であるJV工場（「本件6工場」）が販売したアスファルト合材

原告は、本件6工場においては、本件9社から本件合意に従った値上げの方針が伝わることはなかったことや、本件9社が本件合意に従ってアスファルト合材の販売価格を設定することができなかったことなどを指摘して、本件6工場が販売したアスファルト合材は本件合意の対象とされておらず、①本件違反行為の対象商品の範ちゅうに属しないか、②本件違反行為による相互拘束から除外されていることを示す特段の事情がある旨を主張する。

しかしながら、①については、本件6工場が販売したアスファルト合材を含むアスファルト合材全体が本件違反行為の対象商品の範ちゅうに属するものと認め

られる。

また、②についても、アスファルト合材の価格は各合材工場とその取引先との交渉により決まるものであること、同業者間取引によって自社工場において供給可能な地理的範囲の制約を超えたアスファルト合材の供給が可能であること及び日本国内で販売されているアスファルト合材は価格の決定要因をおおむね共通にしており、価格相場があることといった事情に照らせば、本件9社にとっては、日本全国において本件違反行為を継続するに当たって、アスファルト合材の値上げがされないJ V工場が存在することは不都合な事態であったとみられる一方、本件9社以外の合材メーカーにとっても、他の合材工場と足並みをそろえて自社のJ V工場で値上げができることは利益の拡大につながる望ましい事態であったとみられるのであって、このような観点からすると、できるだけ多くのJ V工場に本件違反行為による相互拘束を及ぼすことが双方の利益にかなうということができるから、本件6工場において本件9社以外の合材メーカーであるスポンサーに販売価格の決定権限があったとしても、そのことから直ちに本件6工場が販売するアスファルト合材が本件違反行為による相互拘束から除外されていることを示す特段の事情があるとは認め難い。

したがって、本件6工場が販売したアスファルト合材が本件違反行為による相互拘束から除外されていることを示す特段の事情があるとは認められない。

e J V工場が構成員に対し協定価格（J V工場において当該J Vの構成員に販売する際の価格）で販売したアスファルト合材

原告は、J V工場が構成員に対し協定価格で販売したアスファルト合材について、顧客価格で販売されるアスファルト合材と代替性がないことや、顧客価格との価格差及び価格決定過程に関する事情の違い等を指摘して、顧客価格で販売したアスファルト合材とは異なり本件合意の対象とされておらず、①本件違反行為の対象商品の範ちゅうに属しないか、②本件違反行為による相互拘束から除外されていることを示す特段の事情がある旨を主張する。

しかしながら、①については、J V工場が構成員に対し協定価格で販売したアスファルト合材を含むアスファルト合材全体が本件違反行為の対象商品の範ちゅうに属するものと認められる。

また、②についても、協定価格の値上げが顧客価格の値上げと一定程度連動しながら行われていたものと推認されることからすれば、顧客価格と協定価格との間に原告が指摘するような違いがあったとしても、そのような事情をもって本件違反行為による相互拘束から除外されていることを示す特段の事情であると評価することはできない。

したがって、J V工場が構成員に対し協定価格で販売したアスファルト合材が本件違反行為による相互拘束から除外されていることを示す特段の事情があるとは認められない。

(4) 結論

以上によれば、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法第7条、民事訴訟法第61条を適用して、主文のとおり

判決する。

イ 訴訟手続の経過

本件は、原告による控訴につき、令和3年度末現在、東京高等裁判所に係属中である。

(3) マイナミ空港サービス㈱による排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件（令和3年（行ウ）第4号及び令和3年（行ウ）第124号）（第2表一連番号5）

ア 主な争点及び判決の概要

(7) 本件通知行為等の排除行為該当性

a 原告による平成28年12月7日付け八尾空港協議会員宛て文書による通知（以下「12月7日通知」という。）の排除行為該当性

12月7日通知は、八尾空港の航空燃料の機上渡し給油市場において8割を超えるシェアを有し、需要者にとって避けられない取引相手であって、全国においても自社又はグループ会社のみが唯一の給油会社である空港等やマイナミ給油ネットワークの存在等の利便性を有しており、エス・ジー・シー佐賀航空㈱（以下「佐賀航空」という。）より競争上優位な立場にあった原告が、八尾空港の航空燃料の機上渡し給油市場の約8割の需要を占める八尾空港協議会員11名に対し、八尾空港において佐賀航空から給油を受けた者には原告や提携先給油会社からの給油を行わない旨を示したものであって、本件市場の需要者にとって原告との取引を避けることができない以上、佐賀航空との取引を断念させ、八尾空港において原告のみと取引することを実質的に強制するものであり、また、需要者に対し、競争上優位性のある原告と取引することのできる地位を維持するために、佐賀航空との取引を抑制させる効果を持つものといえる。そして、八尾空港協議会員11名が、八尾空港の機上渡し給油の需要の約8割を占めることからすると、佐賀航空にとって代替的な取引先を容易に確保することができなくなるといえるから、12月7日通知は、八尾空港における航空燃料の機上渡し給油市場において、佐賀航空における事業活動の継続を著しく困難にする効果を有するものといえ、原告が佐賀航空を八尾空港における航空燃料の販売事業から排除する目的で12月7日通知を行ったことも、同通知に上記のような排除効果があったことを裏付ける。

そして、12月7日通知は、需要者に対し、佐賀航空との取引を抑制させる条件を付す行為であるところ、需要者にとって避けられない取引相手の立場にある原告が行うこのような行為は、実質的にみて原告のみとの取引を強制し需要者の選択の自由を奪うものであって、それ自体、正常な競争活動とはおよそ性質が異なるものであるし、原告が佐賀航空を排除する強い意図ないし目的で12月7日通知を行ったことは、これが正常な競争手段とはいえないことを裏付けるものといえる。

以上によれば、原告が行った12月7日通知は、自らの市場支配力の形成、維持ないし強化という観点からみて正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を

有するものであり、競争者である佐賀航空の本件市場での活動を著しく困難にするなどの効果を有するものといえることができるから、排除行為に該当するというべきである。

b 原告による平成 29 年 2 月 10 日付け大阪市消防局宛て文書による通知（以下「2 月 10 日通知」という。）の排除行為該当性

2 月 10 日通知は、12 月 7 日通知による排除効果が生じていた中、原告において佐賀航空を排除する目的で行われ、大阪市消防局に対し佐賀航空との取引を抑制する可能性があったから、12 月 7 日通知について、その対象を広げ排除効果を強化する効果を有しており、佐賀航空の事業活動を著しく困難にする効果を有するものであったと認められる。また、2 月 10 日通知が、12 月 7 日通知同様、大阪市消防局に対し佐賀航空との取引を抑制させる条件を付すものであり、災害派遣の場合、原告が唯一の給油会社である名古屋空港等において給油を受けることが避けられない場合があり原告との取引を避け難い大阪市消防局に対し、原告のみとの取引を強制し、その選択の自由を奪うものであること、原告が佐賀航空を排除する目的で行われたものであることからすれば、これが、自らの市場支配力の形成、維持ないし強化という観点からみて正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有するものであり、競争者である佐賀航空の本件市場での活動を著しく困難にするなどの効果を有するものといえることは、前記 a と同様である。

以上によれば、2 月 10 日通知は排除行為に該当するというべきである。

c 原告による平成 29 年 3 月 15 日付け顧客宛て文書による通知（以下「3 月 15 日通知」という。）の排除行為該当性

3 月 15 日通知は、通知の対象となる需要者の範囲を大幅に拡張し、佐賀航空との取引を抑制する範囲を大幅に拡大したものであって、佐賀航空に対し、これらの通知の対象になった需要者に代わる取引先を容易に見出すことが一層できなくなる効果をもたらすから、12 月 7 日通知による排除効果を強化し、八尾空港の航空燃料の機上渡し給油市場における佐賀航空の事業活動の継続を一層困難にさせる効果を有するものと評価できる。

このように、原告が、競争者である佐賀航空を排除する目的の下、自社以外の者との取引を抑止する条件を付し、原告との取引が避けられない需要者に対し原告のみとの取引を実質的に強制する行為である 3 月 15 日通知は、自らの市場支配力の形成、維持ないし強化という観点からみて正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有するものであり、競争者である佐賀航空の本件市場での活動を著しく困難にするなどの効果を有するものといえることは、前記 a と同様である。

以上によれば、3 月 15 日通知は、12 月 7 日通知により成立した排除行為に係る排除効果をより強化するものとして、12 月 7 日通知と併せ、排除行為に該当するものというべきである。

d 原告による平成 29 年 5 月中旬頃以降の免責文書への署名又は抜油を求める対応（以下「免責文書・抜油対応」という。）の排除行為該当性

免責文書・抜油対応のうち、抜油対応は、需要者に対し、多大な経済的負担を

生じさせる可能性がある上、時間的な負担も生じさせるものである。また、免責文書対応は、航空事業者が原告の責任を免除することを認める免責文書への署名を、免除の権限を有するとは考え難い従業員（航空機のパイロット又は整備士）に対し求めるものであって、上記従業員らに対し、給油を受けるたびに相応の心理的な負担を負わせるものである。このように、免責文書・抜油対応が、佐賀航空から機上渡し給油を受けた需要者に対し、負担を生じさせる措置であることからすれば、これらの対応は、需要者に対し、佐賀航空との取引を抑制させる効果を持つものといえる。

以上に加え、免責文書・抜油対応が、12月7日通知、2月10日通知、3月15日通知が撤回されないまま、これらの通知に記載された給油の拒否に代わり行われるようになったものであって、これらの通知行為による佐賀航空の排除効果が生じていた中、継続して行われていたものであることに照らせば、免責文書・抜油対応は、12月7日通知、2月10日通知、3月15日通知による排除効果を維持することで、佐賀航空の事業活動を著しく困難にする効果を有するものというべきである。そして、免責文書・抜油対応は、競争者である佐賀航空との取引の存在を理由として不利益措置を講じるものであって、競争行為ということとはできない上、免責文書・抜油対応において3月15日文書を示すこととしており、3月15日通知と同様、原告の佐賀航空を排除する目的で行われたものと認めるのが相当であるから、自らの市場支配力の形成、維持ないし強化という観点からみて正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有するものであり、競争者である佐賀航空の本件市場での活動を著しく困難にするなどの効果を有するものといえる。

以上によれば、免責文書・抜油対応も12月7日通知、2月10日通知及び3月15日通知と併せ、排除行為に該当するというべきである。

e 本件通知行為等の一連・一体性

前記のとおり、本件通知行為等は、いずれも排除行為に該当するところ、いずれも佐賀航空を排除する目的で行われたこと、2月10日通知、3月15日通知及び免責文書・抜油対応は、いずれも12月7日通知による排除効果を強化する効果を有していたこと等の事情に鑑みれば、本件通知行為等は、一つの目的の下で行われた一連・一体の行為として排除行為に該当するものと評価するのが相当である。

(4) 本件通知行為等が「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」ものに当たるか

a 「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」について

原告は、前記のような排除行為により、本件市場の8割を超える多数の需要者に対し佐賀航空との取引を抑制させたのであるから、これにより、佐賀航空の牽制力を失わせ、佐賀航空との取引を回避し原告と取引する需要者に対し、価格等がある程度自由に左右することができる状態をもたらしたものといえる。

したがって、本件通知行為等により、本件市場における原告の市場支配力の形成、維持ないし強化という結果が生じているということができ、本件通知行為等は、「競争を実質的に制限する」ものに該当するというべきである。

b 正当化事由について

独占禁止法第1条が「一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進する」ことを目的としていることからすると、本件通知行為等の目的が競争政策の観点から見て是認し得るものであり、かつ、本件通知行為等が当該目的を達成するために相当なものである場合には、私的独占の要件に形式的に該当する場合であっても、「競争を実質的に制限する」との要件に該当しない余地もあると解される。

原告は、その主張するところによれば、佐賀航空が国内石油元売会社の航空燃料を購入し供給することが望ましいはずであるにもかかわらず、実際には、佐賀航空が国内石油元売会社から航空燃料を購入できないように会社全体の方針として積極的に活動していたものである。

これに、本件の事実関係を併せ考慮すると、原告において、航空事故が発生した場合に責任の所在が不明となる危険を回避するという目的を真に有していたものと認めることはできず、かえって、佐賀航空を排除する意図を隠すための表向きの理由として前記の目的を掲げていたものと認めるのが相当である。

(7) 違反行為期間の終期について

本件市場全体において本件排除措置命令までに本件通知行為等を終了させる事情が生じたとは認められない。

したがって、本件排除措置命令の時点においても、本件通知行為等が継続しており、私的独占に該当し独占禁止法第3条に違反する行為があったといえるから、本件排除措置命令は、独占禁止法第3条の規定に違反する行為が「あるとき」（独占禁止法第7条第1項）の要件を満たす。

そして、原告は、本件排除措置命令後、本件排除措置命令に基づく措置として、取締役会において本件通知行為等を取りやめる旨を決議し、令和2年8月21日以降にその旨を自社の取引先需要者及び佐賀航空に対し通知したから、同日以降本件違反行為を取りやめたものと認められ、同月20日が本件違反行為を行った最終日と認められる。

(1) 本件排除措置命令書の主文の不特定及び理由付記の記載の不備の有無

a 本件排除措置命令書の主文の不特定の有無について

本件排除措置命令書の記載を全体としてみれば、主文1項（1）が、12月7日通知、2月10日通知及び3月15日通知を指し、主文1項（2）が、免責文書・抜油対応を指し、これらを併せて「自社の取引先需要者に佐賀航空から機上渡し給油を受けないようにさせている行為」と総称して、その取り止めに命じていることは、容易に読み取ることができる。

そして、主文1項において特定に欠けるところがない以上、これを前提とする主文2項ないし4項が、その履行が不能あるいは著しく困難なものということはできず、いずれも特定に欠けるところはない。

したがって、本件排除措置命令書の主文が不特定ということとはできない。

b 理由付記の記載の不備の有無について

本件排除措置命令は、原告の行為が、独占禁止法第2条第5項に規定する私的

独占に該当し、同法第3条の規定に違反するとして、同法第7条第1項の規定によりされたものである。そして、本件排除措置命令書は、原告が、12月7日通知、2月10日通知、3月15日通知及び免責文書・抜油対応（本件通知行為等）をした事実を特定して認定した上で、これに対する法令の適用として、本件通知行為等が同法第2条第5項に規定する私的独占に該当し、同法第3条の規定に違反する旨及び同法第7条第1項の規定に基づき排除措置を命じる旨記載している。

このような記載をみれば、本件排除措置命令書には、本件通知行為等が私的独占に該当するという、独占禁止法第2条第5項、第3条及び第7条第1項の要件に該当する旨の判断の基礎となった被告の認定事実が明示されているというべきである。

したがって、本件排除措置命令書の記載には欠けるところはない。

㊦ 結論

以上によれば、原告の請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

イ 訴訟手続の経過

本件は、原告による控訴につき、令和3年度末現在、東京高等裁判所に係属中である。

(4) 三条印刷(株)による執行停止申立事件（令和4年（行ク）第71号）（第2表一連番号8）

ア 主な争点及び決定の概要

㊦ 「重大な損害を避けるため緊急の必要があるとき」（行訴事件訴訟法第25条第2項）に当たるか否かについて

行政事件訴訟法第25条第2項本文という「重大な損害を避けるため緊急の必要がある」か否かについては、処分の執行等により維持される行政目的の達成の必要性を踏まえた処分の内容及び性質と、これによって申立人が被ることとなる損害の性質及び程度とを、損害の回復の困難の程度を考慮した上で比較衡量し、処分の執行等による行政目的の達成の必要性を一時的に犠牲にしてもなおこれを停止して申立人を救済しなければならない緊急の必要があるか否かという観点から検討すべきである。そして、処分の執行等によって申立人が被ることとなる損害が経済的損失である場合には、経済的損失は、基本的には事後の金銭賠償によるてん補が可能であることに鑑みれば、経済的損失が発生するおそれを理由として、上記緊急の必要があるといえるためには、当該経済的損失の発生につき事後の金銭賠償によってはその回復が困難又は不相当であると認められるような事情が存することが必要であるというべきである。

申立人は、独占禁止法に基づく排除措置命令がされた場合、これを知った官公庁及び地方公共団体（以下「官公庁等」という。）が同命令の名宛人に対して速やかに指名停止を行うことになるから、本件命令の執行等により、当該官公庁等の業務を受注することができなくなる上、他の官公庁から指名停止を受けていないことを入札参加時の誓約事項とする官公庁の入札に参加できなくなるため、申立人の経営

そのものに直結する重大な損害が生ずると主張する。

しかしながら、①申立人の直近年度における売上高合計のうち官公庁等の入札に係る売上高は、上記売上高合計の約23%であり、これは多数の官公庁等との取引に係るものであって、その契約日又は受注日も年間を通じて分散していて必ずしも特定の月に集中していたものではない。しかも、②有資格業者が独占禁止法第3条に違反したことを理由とする指名停止の期間について、官公庁等の指名停止に係る措置要領の作成時に参照された「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」においては2か月以上9か月以内、日本年金機構の「競争参加資格停止措置要領」及び北海道の「競争入札参加資格者指名停止事務処理要領」においては3か月以上12か月以内、札幌市の「札幌市競争入札参加停止等措置要領」においては4か月以上18か月以内と定めており、③申立人が北海道知事から受けた指名停止の期間は、令和4年3月9日から同年6月8日までの3か月間であった。

以上の事実を照らすと、④申立人は、官公庁等が指名停止を行う時期によるものの、本件命令から1年程度の間は官公庁の入札に参加できない可能性があり、最大で申立人の年間売上高合計の約23%相当の経済的損失を被るおそれがあるにとどまるものというべきである。また、申立人の売上高以外の経営状況に関する具体的事実については、疎明がされていない。

次に、申立人は、官公庁等（特に日本年金機構）の入札においては、事前審査において受注実績が落札者を決定する一つの要素となっているため、指名停止の期間中に受注実績を得られないことにより、将来の入札において不利になる可能性が高いとも主張する。

しかしながら、日本年金機構の入札においては、過去3年以内に当該業務又は類似の業務を相当量完了した実績を有している者であることが参加資格とされている場合があるが、ここでいう「当該業務又は類似の業務」の範囲及び「相当量」に係る具体的な基準は判然としない上、申立人は直近年度において日本年金機構の入札に係る業務を63件受注したというのであり、申立人が本件命令を理由として指名停止を受ける期間は限定的であることに照らすと、申立人が当該指名停止の期間中に官公庁等の入札に係る業務を受注できなかったことにより、当該指名停止期間経過後の日本年金機構の入札における参加資格を満たすために必要な受注実績を欠くことになるとの疎明がされているとはいえない。

そして、日本年金機構以外の官公庁等の入札については、受注実績が参加資格とされているとの疎明はないから、申立人が本件命令を理由とする指名停止の期間中に上記官公庁等の入札に係る業務を受注できなかったことにより、当該指名停止期間経過後の上記官公庁等の入札において受注に不利益が生ずるとの疎明がされているとはいえない。

このほか、申立人は、本件排除措置命令の内容を履行した場合、取引先や世間から違反行為を自認したものと受け取られ、一方、仮に本件排除措置命令の内容を履行しない場合、法令を遵守しないとして、いずれにしても、申立人の社会上・業務上の信用が失墜すると主張する。

しかしながら、本件排除措置命令は、申立人に対し、その取締役会で所定の事項を決議し、自社以外の本件25社及び日本年金機構に対する通知等を行うこと等を命ずるにとどまり、取引先や一般人に対する何らかの公表を命ずるものではない上、申立人は、取引先等に対し、本件命令に記載された申立人の違反行為が存在しないことや申立人が本件命令の取消訴訟を提起してその適法性を争っていることを説明することはできるのである。そうすると、申立人が本件排除措置命令の内容を履行すること又は履行しないことが、直ちに上記違反行為を自認したもの又は法令違反行為を行ったものと取引先等に受け取られるとはいえない。また、仮に、本件排除措置命令の執行等によって申立人の社会上・業務上の信用が一定程度低下することがあったとしても、このような信用低下による経済的損失は、事後の損害賠償等の方法によって優に回復し得る程度のものにとどまるものというべきである。

したがって、本件命令の執行等によって申立人が主張するような社会上・業務上の信用の低下が生じるとの疎明がされているとはいえない。

以上によれば、申立人が本件排除措置命令の執行等により最大で年間売上高合計の約23%相当の売上高の減少という経済的損失を被るおそれは、これによって直ちに申立人の事業の遂行に著しい支障を来すとはいえず、事後の損害賠償等の方法によって優に回復し得る程度のものにとどまるものというべきである。そうすると、本件排除措置命令の執行等によって申立人が受ける損害は、事後の金銭賠償によってもその回復が困難又は不相当であると認められるような事情が存するものとは認められない。その他、本件排除措置命令の執行等による行政目的の達成の必要性を一時的に犠牲にしてもなおこれを停止して申立人を救済しなければならない緊急の必要性の存在をうかがわせる事情を認めるに足りる疎明はない。したがって、本件は、「重大な損害を避けるため緊急の必要があるとき」に当たるものとはいえない。

(4) 結論

以上によれば、本件申立ては、その余の点について判断するまでもなく理由がないからこれを却下することとし、主文のとおり決定する。

イ 訴訟手続の経過

本件は上訴期間の経過をもって決定が確定した。

なお、本件申立ては取消訴訟に付随して申し立てられたものであり、取消訴訟は、令和3年度末現在、東京地方裁判所に係属中である。

3 最高裁判所における決定

(1) ニチコン(株)による排除措置命令等取消請求上告事件及び排除措置命令等取消請求上告受理事件（令和3年（行ツ）第95号、令和3年（行ヒ）第112号）（第3表一連番号1）の決定の概要

最高裁判所は、本件上告理由は、民事訴訟法第312条第1項又は第2項に規定する事由に該当せず、また、本件は同法第318条第1項により受理すべきものとは認められないとして、上告棄却及び上告不受理の決定を行った。

(2) (公社)神奈川県LPガス協会による排除措置命令取消請求上告事件及び排除措置命令取消請求上告受理事件(令和3年(行ツ)第120号、令和3年(行ヒ)第149号)(第3表一連番号2)の決定の概要

最高裁判所は、本件上告理由は、民事訴訟法第312条第1項又は第2項に規定する事由に該当せず、また、本件は同法第318条第1項により受理すべきものとは認められないとして、上告棄却及び上告不受理の決定を行った。

(3) (株)高島屋による課徴金納付命令取消請求上告受理事件(令和3年(行ヒ)第79号)(第3表一連番号3)の決定の概要

最高裁判所は、本件は民事訴訟法第318条第1項により受理すべきものとは認められないとして、上告不受理の決定を行った。

第3 独占禁止法第24条に基づく差止請求訴訟

令和3年度当初において係属中の独占禁止法第24条に基づく差止請求訴訟は2件であったところ、同年度中に新たに1件の差止請求訴訟が提起された。これら令和3年度の係属事件3件のうち1件において、独占禁止法第79条第2項に基づき、同法の適用その他の必要な事項について求意見がなされ、公正取引委員会は、令和3年9月16日、意見書を提出した。

また、これら3件のうち、原告の請求を一部認容する判決(独占禁止法第24条に基づく請求については棄却)を下したものが1件あった。

この結果、令和3年度末時点において係属中の訴訟は2件となった。

第4表 令和3年度に係属していた独占禁止法第24条に基づく差止請求訴訟

裁 判 所 事件番号 提訴年月日	内 容	判 決 等
東京地方裁判所 令和元年(ワ)35167号 令和元年12月25日	被告は、被告が製造・販売するプリンタにおいて、原告らが販売する互換品カートリッジを使用できなくする機構を設けた。このことにより、原告らが販売する互換品カートリッジを被告の製造・販売するプリンタにおいて利用されるカートリッジ市場から排除しており、かかる行為は抱き合わせ販売又は競争者に対する取引妨害に該当するとして、当該行為の差止めを求めるもの。	令和3年9月30日 請求一部認容 (独占禁止法第24条に基づく請求については棄却)
大阪地方裁判所 令和2年(ワ)10073号 令和2年10月27日	被告は、被告が販売するインクカートリッジについて、これらを再利用したインクカートリッジを使用した場合は、通常のインクカートリッジが有する消費者に不測の被害を生じさせないための機能が発揮できず、プリンタ自体の故障の原因となるような設計とし、原告を含む被告以外の競合する事業者が被告が販売するインクカートリッジの再生品を製造、販売することを妨げることにより、被告が販売するインクカートリッジ市場への再生品の参入を妨害しており、かかる行為は抱き合わせ販売及び競争者に対する取引妨害に該当するとして、当該行為の差止めを求めるもの。	(係属中)

裁 判 所 事件番号 提訴年月日	内 容	判 決 等
東京地方裁判所 令和2年（ワ）12735号 令和3年4月6日	被告は、被告が運営する飲食店ポータルサイトに掲載する店舗の点数の算出方法について、原告が運営するようなチェーン店については、そのことを理由に下方修正するようなルールを設定・運用しており、かかる行為は差別的取扱い又は優越的地位の濫用に該当するとして、当該行為の差止めを求めるもの。	令和3年7月1日 独占禁止法第79条第2項に基づく求意見 令和3年9月16日 公正取引委員会 意見書提出 (係属中)

第4 独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求訴訟

令和3年度当初において係属中の独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求訴訟はなく、同年度中に新たに提起された事件はなかった（注）。

（注）独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求訴訟の件数は、独占禁止法第84条に基づく求意見がなされ、公正取引委員会がその存在を把握したものについて記載したものである。